

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2021 年 11 月 10 日

KS 分割準備株式会社

2021年11月10日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
KS分割準備株式会社
代表取締役 福谷 耕治 ⑩

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びKS分割準備株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年9月30日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年2月1日として、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

① 中間配当

甲は、2022年3月期に係る中間配当として、2021年9月30日を基準日とする1株当たり8円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 株式交換

甲は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の完全子会社であるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシス（エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを総称して「H2O グループ」といいます。）との間でそれぞれ2021年8月31日付で締結した各株式交換契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本株式交換は、甲とH2Oグループとの経営統合のために行われるものであり、2021年10月29日に開催予定の甲の臨時株主総会において承認を受けた上で、2021年12月1日を効力発生日として実施される予定です。

6. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第6号）

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号イ）

該当事項はありません。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（同号ロ）

別紙3に記載のとおりです。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

乙は、2021年9月22日に設立され、その成立の日の乙の貸借対照表における資産の額は100百万円、負債の額は0円であるところ、本吸収分割によって乙が甲から承継する予定の資産及び負債の見込額は、2021年3月31日現在の簿価でそれぞれ51,678,168千円及び18,417,045千円であり、本吸収分割後も、乙の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

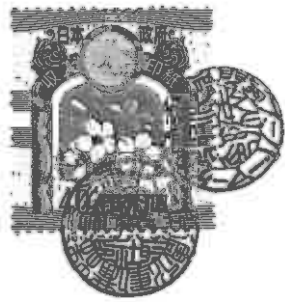
また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1 (吸収分割契約書)

次頁以降をご参照ください。



吸収分割契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びKS分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、2021年9月30日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。



第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社関西スーパーマーケット（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「株式会社関西フードマーケット」に商号変更予定。）

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）KS分割準備株式会社（但し、本効力発生日付で「株式会社関西スーパーマーケット」に商号変更予定。）

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。



第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年2月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲がイズミヤ株式会社（住所：大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号。以下「イズミヤ」という。）及び株式会社阪急オアシス（住所：大阪府大阪市北区角田町8番7号。以下「阪急オアシス」という。）との間で、それぞれ、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、イズミヤ及び阪急オアシスのそれぞれを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」と総称する。）を行う予定であることを確認する。

第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本吸収分割及び本契約の効力）

1. 本吸収分割は、本効力発生日において、本株式交換がいずれも効力を生じていることを条件として、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本吸収分割の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

..

..

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 9 月 30 日

甲： 兵庫県伊丹市中央五丁目 3 番 38 号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 ⑩



乙： 兵庫県伊丹市中央五丁目 3 番 38 号
KS 分割準備株式会社
代表取締役 福谷 耕治 ⑩



別紙

承継対象権利義務明細

本効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日の終了時点の当社の貸借対照表その他同時点の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が有している本事業に係る一切の資産。但し、次の各号に掲げる資産を除く。

- (1) 現預金 500万円
- (2) 乙、イズミヤ及び阪急オアシスの株式
- (3) 甲の子会社管理業務（乙、イズミヤ及び阪急オアシスの各社の経営等を管理する業務を意味する。以下同じ。）のために専ら使用する資産

2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が負担している本事業に係る一切の債務のうち、法令上承継が可能なもの。但し、次の各号に掲げる債務を除く。

- (1) 租税債務
- (2) 未払配当金債務
- (3) 本株式交換又は本吸収分割の実行に関して甲の現在又は過去の株主に対して負うこととなる債務
- (4) 甲の子会社管理業務に関連して生じた債務

3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲が当事者となっている本事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 甲の取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で締結した契約
- (2) 甲の会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 甲の株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (4) 金融機関等との間で締結した甲の株式事務のための契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及び上場により生ずる業務に関連して締結した契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他保険に関する契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (7) 甲の子会社管理業務のために締結した契約
- (8) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

4. 雇用契約及び労働協約

- (1) 本効力発生日の前日の終了時点において本事業に従事する全ての従業員との雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。
- (2) 本効力発生日の前日の終了時点において甲が関西スーパー労働組合との間で締結している労働協約のうち、労働組合法第16条に定める基準以外の部分の全て。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において甲が本事業に関して有する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上本吸収分割により承継することが可能なものの一切。

以上



別紙 2（吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

次頁以降をご参照ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の収束への道筋が見通せない中、依然として厳しい状況にあります。

小売業界におきましては、同感染症の影響により、衣料及び耐久消費財などの需要が激減する一方で、内食需要が拡大し、対面接触を回避するためにECによる購買が増加するなど消費動向に大きな変化が生じました。また、同感染症拡大が警戒される中、企業収益の悪化や個人所得の落ち込みから、消費者の節約志向は一段と強まり、ECやドラッグストアをはじめとする業種・業態を超えた競争はさらに厳しさを増しております。

このような環境下において当社グループでは、お客様と従業員の安全・安心を確保することを最優先に、同感染拡大抑制策を実施してまいりました。お客様が安心してお買物ができる環境づくりとしてアルコール自動手指消毒器の増設、ソーシャルディスタンス確保のためのフロアサイン表示、従業員が安心して仕事ができる職場環境づくりとしてマスクの無償配布、レジガードの設置、チェッカー係の手袋着用、諸会議や商談・研修会・採用活動等におけるWeb活用などを進めております。11月オープンの富田林駅前店から導入を開始しました、S I A A (抗菌製品技術協議会) 認定の抗菌店内カゴは全店で導入を完了し、抗菌グリップアルミカートは導入店舗を順次拡大しております。販促施策としては、折込みチラシを週1回に変更することでお客様の買物スケジュールにお役立ていただくとともに、店内混雑緩和のために10%引セールを週1回から2回へ変更し集客を分散いたしました。さらに、エッセンシャルワーカーとして活躍する従業員への感謝と健康を願い、感謝特別支給金及び特別賞与の支給を2回実施し、3回目の支給を決定しております。また、従業員及びその家族への健康配慮として、当社子会社を含む全従業員約6,000名へ合計6回の私用マスクを配布しました。

このような状況の中、当連結会計年度が最終年度となる3ヵ年中期経営計画において、「健康経営」「生産性の向上」「教育」を3つの柱に掲げ、「営業方針」「人材力方針」「経営管理方針」「成長戦略」「コンプライアンス強化」「全社課題解決施策」を基本方針とし、お客様と従業員の「負」の解消を図るため、お客様・従業員・地域とともに環境問題への取り組みや社会貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現に取り組んでまいりました。

「健康経営」では、健康増進法改正に伴う受動喫煙防止の啓発や、希望する従業員に対して「大腸がん」の早期発見を目的とした便潜血検査を実施するなどこれまでの取り組みが評価され、経済産業省が推奨する「健康経営優良法人2021」に認定されております。また、従

業員が長く元気に働けるよう、雇用制度を変更し、パート従業員の継続雇用を最長75歳まで延長したほか、2月には、生活習慣病等の疾病の発生予防に取り組むことを目的として、保健師による店舗巡回を開始いたしました。さらに、全店に超音波加湿器を設置し、感染症拡大の原因となる空気の乾燥への対策を行いました。また、除菌・消臭効果のある炭酸次亜水生成装置を6店舗に導入し、衛生管理の徹底と売場・レジの除菌にも活用しております。

「生産性の向上」では、「フィールドワークによる作業効率向上」「ハードの導入による作業合理化」「システム投入による作業種類数の削減」そして「神戸赤松台センター活用による店舗作業削減」に取り組んでおります。ハードの導入では、AI機能付「フライヤーリフター」の導入を50店舗へ拡大いたしました。また、神戸赤松台センターにおける惣菜の新規商品開発を進めるとともに、株式会社阪急フードプロセスからの国内産若鶏ノントレー商品の取扱いを28店舗へ拡大し、開店前の集中作業の軽減を目的に国内産豚肉の取扱いを18店舗で開始するなど、魅力ある商品をお客様へ提供するとともに店舗作業の削減に寄与しております。

「教育」では、新入社員の知識修得と不安解消並びに職場への定着化を目的とした「新入社員教育プログラム」を実施いたしました。また、お客様への情報提供をはじめ接客力向上を図るために、青果担当社員を対象とした「ベジタブル&フルーツアドバイザー」の資格を142名が取得いたしました。さらに、おもてなしの心と介助技術を取得したサービス介助士の資格を233名、惣菜や衛生・表示に関する知識を取得したデリカアドバイザーの資格を183名が取得、食品に関する基礎から専門知識を修得した惣菜管理士2級及び3級の資格を37名が取得し、店舗におけるお客様のお買物のサポートを目的に取り組んでおります。

当連結会計年度の店舗の新設として、富田林駅前店（大阪府富田林市）を11月にオープンし大阪南部エリアのドミナント強化を図る一方で3月には、下坂部店（兵庫県尼崎市）を閉鎖いたしました。

店舗改装につきましては、4月にセルバ店（神戸市東灘区）、8月に駅前店（兵庫県伊丹市）、9月にフェスタ立花店（兵庫県尼崎市）、1月に豊中南店（大阪府豊中市）、3月に旭ヶ丘店（大阪府八尾市）、南江口店（大阪市東淀川区）をリニューアルオープンいたしました。

お客様の利便性向上を目的とした新たな取り組みとして、昨年6月より電子アプリを活用した新規顧客獲得を目指して、全店で「LINEクーポン」を使用できるようにいたしました。3月には、コーナン商事株式会社のプライベートブランド「LIFELEX」の取扱いを開始し、集荷能力の向上とともにお客様のニーズに対応する品揃えの充実を図っております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績におきましては、新型コロナウイルス感染拡大抑制と内食需要の高まりなどお客様の買物行動の変化に対応することで、営業収益は1,309億40百万円（前期比3.8%増）となりました。営業経費は、お客様・従業員への感染拡大抑制策を講じるための備品の購入や、従業員へ感謝特別支給金及び特別賞与を支給したことに加え、成長へ向けた店舗の新設や改装などにより増加しました。しかしながら、売上総利益の増加が営業経費の増加を上回ったため、営業利益は27億31百万円（前期比

21.2%増)、経常利益は30億86百万円(前期比19.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は20億5百万円(前期比19.2%増)となりました。

当社グループの各社の状況は次のとおりであります。

(当社)

当事業年度における当社単体の営業収益は1,266億71百万円(前期比3.9%増)、営業利益は22億27百万円(前期比25.0%増)、経常利益は29億1百万円(前期比15.7%増)、当期純利益は19億67百万円(前期比12.7%増)となりました。

当事業年度における当社の商品別売上高は、次のとおりであります。

商品別売上高

区	分	金額 (百万円)	前期比増減(%)
食 品	生 鮮 食 品	58,176	4.5
	一 般 食 品	60,329	4.0
非	食 品	6,176	△2.0
そ	の 他	49	△6.5
売	上 高 計	124,732	3.9
営	業 収 入	1,939	△0.3
営	業 収 益	126,671	3.9

- (注) 1. 「生鮮食品」には惣菜を含めております。
2. 「その他」はコピーサービス等の手数料収入であります。
3. 「営業収入」は不動産賃貸収入等であります。

(子会社・関連会社)

子会社である株式会社KSPは、商品の配送、商品の製造加工及び店舗の安全管理業務等を主要な事業内容としております。商品の配送業務では、各お取引先様から納品される商品を温度管理帯別に3センターに集約し各店舗へ配送してしております。商品の製造加工業務では、神戸赤松台センターにおいて製造加工した炊飯・米飯及び野菜の加工商品を店舗に納品してしております。また、店舗の安全管理業務では、各店舗の安全強化に継続して取り組んでおります。

株式会社スーパーナショナル(本社、大阪市大正区)は、大阪市内でスーパーマーケットを展開している企業であり、持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達の状況

①設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は29億77百万円であり、主な設備投資として、富田林駅前店（大阪府富田林市）の新設、セルバ店（神戸市東灘区）、駅前店（兵庫県伊丹市）、フェスタ立花店（兵庫県尼崎市）、豊中南店（大阪府豊中市）、旭ヶ丘店（大阪府八尾市）、南江口店（大阪市東淀川区）の改装を実施いたしました。

②資金調達の状況

当連結会計年度中、増資・社債発行による資金調達はありません。

なお、設備投資の資金は自己資金及び借入金にて賄っております。

(3) サステナビリティへの取り組み

①環境保全への取り組み

全店を対象に環境省の環境マネジメントシステムであるエコアクション21の認証・登録を行い、店舗から排出される廃食用油、魚のアラ、牛脂・豚油、段ボール、古紙などを回収のうえ再生資源化し、廃棄物削減に取り組んでおります。また、大型リサイクルボックスの設置を進めることにより、お客様とともにペットボトル等の容器別リサイクル活動を推進しております。

レジ袋の削減では、7月1日から全店でバイオマス原料配合の環境に配慮したレジ袋を採用するとともに、当社のオリジナルキャラクター「カンくん、スーちゃん」をデザインしたマイバッグ、マイバスケットの販売を開始し、マイバッグ、マイバスケットの持参をお客様に呼びかけております。

②社会貢献活動への取り組み

新型コロナウイルス感染拡大抑制支援として、兵庫県伊丹市に対し、昨年4月に防護マスクを寄附、10月には感染症対策事業に役立てていただくため1,000万円の寄附をいたしました。また、11月には富田林駅前店の開店に先立ち、大阪府富田林市と災害時における物資の供給協力に関する協定を締結いたしました。

日常のお買物にご不便をされているご高齢者、お身体の不自由な方などに商品をお届けする移動スーパー「とくし丸」は、新たに4店で運行開始し、運行車両は合計16台となりました。

安全で味にも問題がないにもかかわらず、包装破損や賞味期限が近いとの理由で取扱いができなくなった食品をフードバンクを通じて社会福祉施設やこども食堂に寄贈しておりますが、本年3月には、富田林市社会福祉協議会と食糧等提供に関する覚書を締結いたしました。これは、昨年1月の高石市社会福祉協議会との提携に続くものです。

(4) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済は、新たな変異株の出現により新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しが立たず、経営及び生活様式や消費行動への長期的な影響が依然として懸念されます。

小売業界におきましては、人件費の上昇や原材料費の高騰などコストの上昇が見込まれる上に、消費者の節約志向が続き、ECを含めた業種・業態を超えた競争の激しさが増すものと考えられます。

このような状況の中、当社グループにおきましては、新たな中期経営計画の初年度となり、お客様、従業員、地域とともに環境への取組みや社会貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現を目指し、「健康経営」、「生産性の向上」、「教育」の3つを大きな柱として継続して取り組みます。

健康経営におきましては、従業員が健康でなければお客様へ健康に留意した食を提供できないとの考えから、従業員が心身ともに健康で働くことができるように、「身体的健康」「精神的健康」「労働環境改善」の3つの区分で取り組み、保健師による健康相談の店舗巡回や血液中のアミノ酸濃度によりがんのリスクを測定するアミノインデックススクリーニング受検を推進します。

生産性の向上におきましては、「フィールドワークによる作業効率向上」「ハードの導入による作業合理化」「システム投入による作業種類数の削減」そして「神戸赤松台センター活用による店舗作業削減」の4区分で取り組みます。ハードの導入として、AI機能付「フライヤーリフター」の導入店舗を全店へ拡大いたします。また、株式会社阪急フードプロセスより供給を開始した国内産豚肉を、直営店舗全店へ供給を拡大いたします。

従業員教育におきましては、お客様への情報提供をはじめ接客力向上を図るために、青果担当社員を対象とした「ベジタブル&フルーツアドバイザー」の全員取得を進めます。また、法律や社会良識の理解度を高めること及びマニュアル・ルールの周知徹底を目的にeラーニングを活用してまいります。

店舗改装におきましては、便利で心地よいお客様目線の買物環境を実現するため、中央店型モデルへの改装を6店舗予定しております。また、お客様の利便性向上を目的にスマホ決済の導入を進めます。

次期の連結業績見通しにつきましては、営業収益1,290億90百万円、営業利益28億20百万円、経常利益31億10百万円、親会社株主に帰属する当期純利益20億20百万円を見込んでおります。

なお、通期における業績の見通しは、新型コロナウイルス感染症により不透明であるため、今後の状況変化によって事業活動に大きな影響を及ぼす場合は業績見通しの修正開示を行います。

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、事業基盤の充実のための内部留保を図りながら、株主の皆様により長期的に安定した配当を継続実施することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、特別配当金2円を増配し、10円を予定しており、中間配当金8円を合わせ、年間配当金は1株当たり18円となります。次期の配当金につきましては、中間、期末各8円の年間16円を予定しております。

お客様にご支持を受ける店づくりを目指すことで厳しい競争を勝ち抜いてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第59期 (2018年3月期)	第60期 (2019年3月期)	第61期 (2020年3月期)	第62期 当連結会計年度 (2021年3月期)
営業収益(百万円)	122,713	123,649	126,184	130,940
営業利益(百万円)	2,052	1,988	2,254	2,731
経常利益(百万円)	2,374	2,338	2,582	3,086
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,242	1,370	1,682	2,005
1株当たり当期純利益(円)	39.50	43.58	53.80	65.95
総資産(百万円)	60,430	58,788	54,882	54,720
純資産(百万円)	33,027	33,506	33,344	34,595
1株当たり純資産額(円)	1,050.37	1,065.60	1,095.31	1,153.62

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除)に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第60期の期首より適用しており、第59期の金額につきましても当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、食料品主体のスーパーマーケットチェーンを展開しており、これに附帯する業務として店舗賃貸業、商品の配送業、商品の製造加工業及び店舗の安全管理業等を行っております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社KSP	415,000	100.0	商品の配送、商品の製造加工及び店舗の安全管理等

8 主要な事業所及び店舗の状況

① 当社

- ・本社 兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号
- ・店舗等

地域	スーパーマーケット店舗	その他	
大阪府	大阪市	住之江店、長居店、福島店、ベルタ店、内代店、大和田店、南堀江店、古市店、南江口店、蒲生店、市岡店、瑞光店、今福店、善源寺店、ベルファ都島店	—
	東大阪市	日下店、永和店	—
	交野市	河内磐船店、倉治店	—
	高槻市	高槻店、西冠店、宮田店	—
	吹田市	佐井寺店、江坂店	—
	堺市	萬崎菱木店、しんかな店	—
	上記以外	三島丘店、小野原店、豊中南店、金剛店、富田林駅前店、旭ヶ丘店、西郷店、河内長野店、牧野店、京阪大和田店、高石駅前店	—
兵庫県	伊丹市	中央店、鴻池店、桜台店、駅前店、稲野店、アリオ店、荒牧店	伊丹ショッピングデパート
	神戸市	兵庫店、青木店、レ・アール店、大開店、琵琶店、八多店、セルバ店、名谷店、HAT神戸店、舞多聞店	—
	尼崎市	フェスタ立花店、出屋敷店	—
	西宮市	広田店、苦楽園店、鳴尾店、浜松原店、大社店	—
	川西市	川西店、久代店	—
奈良県	奈良市	奈良三条店	—
合計	64	1	

② 株式会社KSP

- ・本社 兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号
- ・センター

事業内容	センター名	所在地
商品の配送	尼崎センター	兵庫県尼崎市末広町2丁目10番1号
	天保山センター	大阪市港区福崎3丁目1番22号
	北伊丹フローズンセンター	兵庫県伊丹市北伊丹8丁目204番地
商品の製造加工	神戸赤松台センター	神戸市北区赤松台1丁目2番25号

9 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,157名	2名減

(注) 上記従業員以外にパートタイマー他2,891名（8時間換算）が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,155名	2名減	41.1才	18.7年

(注) 上記従業員以外にパートタイマー他2,842名（8時間換算）が在籍しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	490百万円
株式会社みずほ銀行	490
株式会社日本政策投資銀行	468
日本生命保険相互会社	300
株式会社新生銀行	175
三井住友信託銀行株式会社	140
農林中央金庫	140
株式会社三井住友銀行	105
株式会社みなと銀行	70
株式会社池田泉州銀行	70
株式会社京都銀行	35
株式会社南都銀行	35

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 31,940,954株
- ③ 株主数 10,044名 (前期末比2,322名増加)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	3,200千株	10.65%
関西スーパーマーケット取引先持株会	2,760	9.19
オーケー株式会社	2,310	7.69
伊藤忠食品株式会社	1,428	4.75
国分グループ本社株式会社	1,021	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	923	3.07
株式会社かね清	800	2.66
加藤産業株式会社	700	2.33
関西スーパーマーケット従業員持株会	683	2.27
北野裕昭	518	1.72

(注) 1. 当社は、自己株式を1,917,039株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2021年3月23日の取締役会決議に基づき、2021年3月24日に自己株式454,000株を取得しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福谷 耕治	営業統括本部長
取締役会長	玉村 隆司	株式会社KSP 代表取締役社長
常務取締役	中西 淳	経営企画室長
常務取締役	岡 秀夫	営業本部長
取締役	北山 忠和	管理本部長
取締役	柄谷 康夫	営業副本部長兼営業推進グループマネージャー
常勤監査等委員	生橋 正明	
監査等委員	森 薫生	高麗橋中央法律事務所 所長・弁護士 サノヤスホールディングス株式会社 社外取締役
監査等委員	福井 公子	
監査等委員	牟禮 恵美子	牟禮公認会計士事務所 所長・公認会計士 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 准教授

- (注) 1. 森薫生氏、福井公子氏及び牟禮恵美子氏は、社外取締役であります。また、当社は、3名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、当社は、すべての独立役員と代表取締役社長を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。
2. 牟禮恵美子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 常勤監査等委員を選定している理由は、常勤の社内に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門と密接に連携することにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当社は、監査等委員である取締役4名全員と、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
5. 当事業年度後の取締役の地位及び担当の変更は次のとおりであります。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
柄谷 康夫	取締役 営業副本部長兼営業推進グループマネージャー	取締役 営業副本部長兼営業推進室長	2021年4月1日

(2) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （監査等委員を除く）	168,108	168,108	-	-	7
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26,400 (14,400)	26,400 (14,400)	-	-	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	194,508 (14,400)	194,508 (14,400)	- (-)	-	11 (3)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等の支給はございません。なお、業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績と成長性に関する基準である売上高当期純利益率は1.6%、売上高経常利益率は

2.4%、親会社株主に帰属する当期純利益額の対前連結会計年度比増益率は19.2%でした。

3. 非金銭報酬等は制度導入しておりません。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、2021年2月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績向上の意識を高めるためのインセンティブとしての業績連動報酬等で構成し、各人の職責を踏まえた適正な水準を支給する。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬のみを支給する。なお、取締役会は、個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議することにより、その公平性と透明性を確保する。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定額金銭報酬とし、常勤と非常勤の別、役位、従業員給与の水準、当社の業績をも考慮のうえ、総合的に勘案し決定する。

③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は金銭報酬とし、当社有価証券報告書に予め記載した業績と成長性に関する基準に従い、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に支給する。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額における基本報酬（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を含む。）の割合は85%から100%程度、業績連動報酬等の割合は0%から15%程度を目処とする。また、業績連動報酬等は、上位者ほど割合を高くする。

⑤ 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役社長福谷耕治に対し取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の決定を委任しました。なお、委任した理由は、当社全体の業務成績等を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行なうには代表取締役が適していると判断したことによります。また、その権限の内容は、役員報酬規程及び役員報酬内規に定める報酬表を基に決定するものとしております。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとしており、委任をうけた代表取締役社長福谷耕治は、当該答申の内容を踏まえて決定しております。

⑥ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会決議日は2015年6月24日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることと決議しております。なお、当該定時株主総会の終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は4名でした。

⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役

役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容の決定にあたり、原案について、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行っており、その答申の内容を踏まえて決定していることからであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係等

ア. 社外取締役森薫生氏は弁護士であり、高麗橋中央法律事務所の所長であります。当社は、同事務所と特別な関係はありません。

イ. 社外取締役牟禮恵美子氏は公認会計士であり、牟禮公認会計士事務所の所長であるとともに、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授であります。当社は、同事務所及び同学校法人と特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係 社外取締役森薫生氏は、サノヤスホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は、同社と特別な関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役森薫生氏は、当事業年度中において取締役会18回のうち16回に出席、監査等委員会15回すべてに出席、指名・報酬委員会2回すべてに出席し、当社の法的リスクに対する提言等を行うことにより果たすことが期待される役割を果たしました。

イ. 社外取締役福井公子氏は、当事業年度中において取締役会18回のうち17回に出席、監査等委員会15回のうち14回に出席、指名・報酬委員会2回すべてに出席し、店

舗の運営面での提言等を行うことにより果たすことが期待される役割を果たしました。

ウ. 社外取締役牟禮恵美子氏は、当事業年度中において取締役会18回すべてに出席、監査等委員会15回すべてに出席、指名・報酬委員会2回すべてに出席し、財務及び会計面に関する提言等を行うことにより果たすことが期待される役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額

25,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の提出や報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したので同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や職務の遂行状況等を勘案のうえ会計監査人の変更が必要であると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会で決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は、次のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループという」）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 法令遵守の風土を醸成し、取締役相互間の牽制及び業務執行ラインにおける適合性チェックを行う。
 - イ. 内部監査体制を充実し、適合性のチェック機能を高めて行く。
 - ウ. 取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合、内部通報制度によりコンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - エ. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を推進する。
 - オ. 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務執行に係る各種議事録や決裁書類など重要な記録について、文書管理規程他、社内規程に則り作成保存する。
 - イ. 常時、取締役からの閲覧要請に応じる体制とする。
 - ウ. 管理部門担当取締役は重要情報の記録が規程に基づき管理される体制作りを行う。
- ③ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社グループはリスク管理担当役員を置き、当社はリスク管理委員会を置く。リスク管理担当役員とリスク管理委員会は、当社グループのリスクについての管理体制の統轄・推進を行う。
 - イ. 非常時の緊急体制については、リスク管理担当役員のもと横断的な損害抑制対応を機動的に行う。
 - ウ. 当社の内部監査部門は当社グループのリスク管理状況の監査を行う。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社グループは取締役の職務執行の責任権限を明確にし、業務執行ライン（命令・報告系統）が適切に機能する組織作りとその見直しを機動的に行う。
 - イ. 当社グループは中期経営計画に基づく年度計画による業績数値目標について月次管理システムによって達成状況を管理し、子会社は業績数値を当社に報告する。
 - ウ. 当社の経営会議は業績目標数値の達成状況の評価・対策を審議し、当社の取締役会へ報告する。
 - エ. 当社グループは業務の合理化、電子化、迅速化のため、プロジェクトチームを組成し、効率的な業務運営の達成を目指す。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は子会社の経営方針及び業務運営に深くかかわることで、当社グループが一体となる体制を構築・維持する。
 - イ. コンプライアンス委員会、内部通報制度は子会社を含めた横断的な運用を行う。
 - ウ. 当社は内部監査室を置き当社グループの内部監査を実施する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人
- 当社の内部監査室は、監査等委員会を補助する。内部監査室に所属する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査等委員会の同意を得る。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、内部監査室に所属する使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 子会社監査役に当社監査等委員を兼務する者を置き、当社グループの取締役会及び経営会議ならびに常務会に当該監査等委員が出席し、重要な業務執行に関する報告を受ける。
 - イ. 当社監査等委員会は内部監査部門から内部監査の実施状況報告を受ける。
 - ウ. 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき、速やかに当社監査等委員会に報告する。
 - エ. 当社監査等委員会はコンプライアンス委員会から通報状況及びその内容の報告を受ける。
 - オ. 当社グループは監査等委員会への報告者が不利にならないよう内部通報規程に定める。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ア. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をするときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。
- イ. 代表取締役との面接及び業務執行取締役への事前質問書により業務執行の状況ポイントを把握する。
- ウ. 会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図って行く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、第56期定時株主総会において定款変更を行い、監査等委員会設置会社へ移行しております。この監査等委員会設置会社への移行に伴い、内部統制システムの見直しを行うとともに、社内の諸規程及び業務を見直し、内部統制システムの実効性を向上させております。また、任意の委員会として、独立社外取締役3名及び代表取締役社長により構成される指名・報酬委員会を置いております。なお、当事業年度内は、指名・報酬委員会を2回開催いたしました。

当事業年度は、取締役会を18回開催し、各取締役は、当社経営に係る重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、監査等委員である取締役4名（内、社外取締役3名）は、業務執行取締役、室長及びグループマネジャーで構成される経営会議に毎月1回出席することを原則としており、業務執行状況ならびに内部統制システムの運用状況につき直接報告を受けることにより、監査の実効性の向上に努めております。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,610,189	流 動 負 債	15,277,782
現金及び預金	6,879,294	買 掛 金	7,585,272
売 掛 金	1,748,865	1年内返済予定の長期借入金	1,204,000
商 品	2,454,843	リ ー ス 債 務	426,968
貯 蔵 品	64,324	未 払 法 人 税 等	631,937
そ の 他	1,462,862	賞 与 引 当 金	1,026,856
固 定 資 産	42,109,987	そ の 他	4,402,747
有 形 固 定 資 産	33,533,302	固 定 負 債	4,846,441
建 物 及 び 構 築 物	9,832,726	長 期 借 入 金	1,314,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	222,581	リ ー ス 債 務	622,313
土 地	21,072,924	退 職 給 付 に 係 る 負 債	876,446
リ ー ス 資 産	767,802	資 産 除 去 債 務	517,599
そ の 他	1,637,267	そ の 他	1,516,082
無 形 固 定 資 産	439,304	負 債 合 計	20,124,223
投 資 そ の 他 の 資 産	8,137,380	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	1,755,394	株 主 資 本	34,460,374
差 入 保 証 金	4,374,895	資 本 金	9,862,933
退 職 給 付 に 係 る 資 産	970,782	資 本 剰 余 金	10,906,837
繰 延 税 金 資 産	980,570	利 益 剰 余 金	15,551,557
そ の 他	55,737	自 己 株 式	△1,860,954
資 産 合 計	54,720,176	その他の包括利益累計額	135,578
		その他有価証券評価差額金	253,416
		退職給付に係る調整累計額	△117,838
		純 資 産 合 計	34,595,953
		負 債 純 資 産 合 計	54,720,176

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
[営業収益]		[130,940,780]
売上高		128,970,201
売上原価		97,560,029
営業総利益		31,410,171
営業収入		1,970,579
営業総利益		33,380,750
販売費及び一般管理費		30,649,154
営業利益		2,731,596
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,973	
受取利息及び配当金	5,164	
受取利息及び配当金	191,554	
受取利息及び配当金	45,429	
受取利息及び配当金	125,665	395,786
営業外費用		
支払利息	21,344	
株式管理費	11,255	
その他	8,129	40,728
経常利益		3,086,653
特別利益		
投資有価証券売却益	4,822	4,822
特別損失		
固定資産除売却損	29,775	
投資有価証券評価損	13,067	
減損損	84,757	127,601
税金等調整前当期純利益		2,963,875
法人税、住民税及び事業税	915,829	
法人税等調整額	42,917	958,747
当期純利益		2,005,128
親会社株主に帰属する当期純利益		2,005,128

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで ）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,862,933	10,906,837	14,034,076	△1,329,217	33,474,630
当期変動額					
剰余金の配当			△487,647		△487,647
親会社株主に帰属する当期純利益			2,005,128		2,005,128
自己株式の取得				△531,736	△531,736
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,517,481	△531,736	985,744
当期末残高	9,862,933	10,906,837	15,551,557	△1,860,954	34,460,374

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	47,011	△176,961	△129,950	33,344,679
当期変動額				
剰余金の配当				△487,647
親会社株主に帰属する当期純利益				2,005,128
自己株式の取得				△531,736
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	206,405	59,123	265,529	265,529
当期変動額合計	206,405	59,123	265,529	1,251,273
当期末残高	253,416	△117,838	135,578	34,595,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,047,087	流動負債	14,496,784
現金及び預金	5,727,812	買掛金	7,636,492
売掛金	1,383,118	1年内返済予定の長期借入金	1,204,000
商品	2,428,028	リース債務	352,285
貯蔵品	45,755	未払金	2,033,924
前払費用	487,703	未払法人税等	538,162
その他	974,669	未払費用	993,940
固定資産	40,706,542	預り金	629,280
有形固定資産	32,162,852	前受収益	84,920
建物	8,691,394	賞与引当金	1,023,778
構築物	152,499	固定負債	4,724,856
機械及び装置	216,772	長期借入金	1,314,000
工具、器具及び備品	1,632,546	リース債務	515,176
土地	20,870,188	退職給付引当金	876,999
リース資産	599,450	その他	2,018,681
無形固定資産	423,657	負債合計	19,221,640
ソフトウェア	378,393	(純資産の部)	
その他	45,263	株主資本	32,296,681
投資その他の資産	8,120,033	資本金	9,862,933
投資有価証券	835,419	資本剰余金	10,906,837
関係会社株式	801,372	資本準備金	10,889,941
差入保証金	4,373,895	その他資本剰余金	16,896
繰延税金資産	912,343	利益剰余金	13,362,182
その他	1,197,002	利益準備金	584,878
資産合計	51,753,630	その他利益剰余金	12,777,304
		別途積立金	7,100,000
		繰越利益剰余金	5,677,304
		自己株式	△1,835,272
		評価・換算差額等	235,308
		その他有価証券評価差額金	235,308
		純資産合計	32,531,989
		負債純資産合計	51,753,630

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
[営業収益]		[126,671,303]
売上高		124,732,264
売上原価		93,913,055
営業総利益		30,819,209
営業収入		1,939,038
営業総利益		32,758,247
販売費及び一般管理費		30,530,853
営業利益		2,227,394
営業外収益		
受取利息及び配当金	327,919	
受取手数料	199,013	
リース料	44,664	
その他	142,976	714,574
営業外費用		
支払利息	21,344	
株式管理費	11,255	
その他	8,127	40,727
経常利益		2,901,241
特別利益		
投資有価証券売却益	4,822	4,822
特別損失		
固定資産除売却損	29,775	
投資有価証券評価損	13,067	
減損	84,757	127,601
税引前当期純利益		2,778,463
法人税、住民税及び事業税	763,999	
法人税等調整額	47,156	811,156
当期純利益		1,967,307

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					中間配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	9,862,933	10,889,941	16,896	10,906,837	584,878	—	7,100,000	4,197,644	11,882,522
当期変動額									
中間配当積立金の積立					255,527		△	255,527	—
中間配当積立金の取崩					△	255,527	255,527		—
剰余金の配当							△	487,647	△487,647
当期純利益							1,967,307		1,967,307
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	1,479,659	1,479,659
当期末残高	9,862,933	10,889,941	16,896	10,906,837	584,878	—	7,100,000	5,677,304	13,362,182

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,303,535	31,348,758	37,907	37,907	31,386,666
当期変動額					
中間配当積立金の積立		—			—
中間配当積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△487,647			△487,647
当期純利益		1,967,307			1,967,307
自己株式の取得	△531,736	△531,736			△531,736
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			197,400	197,400	197,400
当期変動額合計	△531,736	947,923	197,400	197,400	1,145,323
当期末残高	△1,835,272	32,296,681	235,308	235,308	32,531,989

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社関西スーパーマーケット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山内 紀彰 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関西スーパーマーケットの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西スーパーマーケット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社関西スーパーマーケット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山内 紀彰 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関西スーパーマーケットの2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社関西スーパーマーケット監査等委員会

常勤監査等委員 生 橋 正 明 ⑩

監査等委員 森 薫 生 ⑩

監査等委員 福 井 公 子 ⑩

監査等委員 牟 禮 恵美子 ⑩

(注) 監査等委員 森薫生、福井公子及び牟禮恵美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

別紙 3 (吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	100		—
現 金 及 び 預 金	100	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本 金	100
		資 本 金	100
		純 資 産 合 計	100
資 産 合 計	100	負 債 ・ 純 資 産 合 計 額	100